

令和4年度 体験型観光プラン造成・運営、都市アイデンティティ発信業務委託 企画提案募集要項

1. 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和4年度 体験型観光プラン造成・運営、都市アイデンティティ発信業務委託
- (2) 業務目的 別添仕様書記載のとおり
- (3) 業務内容 別添仕様書記載のとおり
- (4) 履行場所 公益社団法人千葉市観光協会が指定する場所
- (5) 委託期間 契約締結の日から令和5年3月31日（木）まで
- (6) 経費の見積 上限額 10,700,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (7) 委託者 公益社団法人千葉市観光協会
住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号
電話：043-242-0007 FAX：043-301-0280
E-mail：kankou-g@chibacity-ta.or.jp

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。
- (3) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていないこと。
- (4) 本業務と類似の業務履行実績（着地型旅行商品等の造成及びこれらの広報等）を有すること。

3. 参加に関する手続き

- (1) スケジュール

内容		日程（全て令和4年）
①	公募募集要項の公表	4月4日（月）
②	質問書受付締切	4月8日（金）12時
③	質問書への回答	4月12日（火）
④	参加申込書受付締切	4月14日（木）17時
⑤	企画提案書受付締切	4月20日（水）17時
⑥	企画提案書審査 ※	4月25日（月）
⑦	選考結果通知	4月26日（火）

※企画提案書審査は、オンラインを使用したプレゼンテーションにより実施する。

- (2) 内容に関する質問

本募集要項及び企画提案仕様書の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

(ア)提出期限

令和4年4月8日(金)12時必着※厳守

(イ)提出方法

電子メールによる。電子メールの件名は「企画提案募集質問書」とする。

(ウ)提出先

公益社団法人千葉市観光協会(メールアドレス kankou-g@chibacity-ta.or.jp)

(エ)提出書類

質問書(様式第3号)

(オ)質問に対する回答

質問および回答については、令和4年4月12日(火)に観光協会ホームページに公開する。なお、質問の回答内容については、本募集要項の追加または修正とみなす。

(3) 参加申込・企画提案書の提出

企画提案に参加を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

(ア)提出期限

参加申込 令和4年4月14日(木)17時必着※厳守

企画提案 令和4年4月20日(水)17時必着※厳守

(イ)提出方法

持参とする。

(ウ)提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号

公益社団法人千葉市観光協会(千葉中央コミュニティセンター10階)

(エ)提出書類

参加申込

①	参加申込書	様式第1号
②	誓約書	様式第2号
③	会社概要	様式自由
④	過去の類似業務の履行実績を表すもの(契約書の写し、成果品等)	様式自由

企画提案

①	企画提案書(A4タテ判両面にて作成すること)	様式自由
②	上記1の電子データ(Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、Microsoft PowerPoint形式またはPDF形式)	
③	業務実施に係る見積書	様式自由

(オ)提出部数

正本1部(社名を記載し押印する)、企画提案書のみ副本として10部(社名等未記入)

(カ)企画提案内容

次に掲げる内容について、提案すること。

①体験型観光プラン造成

各号の特集テーマを設定し、ニューノーマルに対応した安心・安全な体験型観光プラン例とコアターゲット層を提案すること。

②情報発信・プロモーション活動

体験型観光プラン、観光名所・催事、都市アイデンティティに関する情報発信の製作内容、プロモーション活動の実施場所、実施手法を提案すること。

③催行管理

プランの予約受付方法、実施状況の把握方法、アンケート、実施報告、プラン主催者へのヒアリング等に関する内容を提案すること。

④実行体制・スケジュール、セキュリティ

組織図及び従事する者の役割、実施手順、セキュリティ対策を記載すること。

(4) 提案の無効に関する事項（不適合事項）

次のいずれかの事項に該当した場合は、提案を無効または失格とする。

(ア) 提出期限を過ぎて参加申込、企画提案書等が提出された場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 提出書類に重大な誤脱があった場合

(エ) 見積額が1(6)に記載する額を超過した場合

(オ) 会社更生法の更生手続開始、民事再生法の再生開始等の申し立てをする等、契約を履行することが困難であると認められる状態になった場合

(カ) 審査の公平を害する行為があった場合

(キ) その他、企画提案にあたり、著しく審議に反する行為があった場合

(5) プレゼンテーション

(ア)日 時 令和4年4月25日(月) ※時間は別途通知する。

(イ)会 場 オンライン会議サービスを使用して実施する。

(ウ)出席者 提案者3名以内とする。

(エ)実施方法及び留意事項

①1 提案者につき説明 20 分以内、質疑応答 10 分以内とする。

②提案書を基にプレゼンテーションを行うこととする。ただし、事前に提出された提案書の内容から逸脱しない範囲であれば、図表や文体を変更した資料を使用して説明しても良い。

③説明のための出席者は3名以内として、オンライン会議サービスへの接続数は1か所までとする。

④質疑は、審査委員から行う。

4. 企画提案審査

(1) 審査方法

選考は、提案者のプレゼンテーションにより提案内容の説明を受け、別途要領に定める審査委員が、審査基準に基づき企画提案の内容を審査し、最優秀提案を選定する。

(2) 審査基準

選定に係る評価項目等は次のとおりとする。参加申込者が1者のみの場合も、審査を実施する。

	評価項目	採点の主な観点	配点
1 業務内容に関すること			
(1)	体験型観光プラン造成	・各号の特集テーマに基づくプラン例とコアターゲット層を設定した内容になっているか。	30
		・魅力ある観光資源並びに主催者を発掘し、ニューノーマルに対応した安心・安全な体験型観光プラン造成が可能な内容となっているか。	
(2)	情報発信	・体験型観光プラン、都市アイデンティティに関する情報を魅力的かつわかりやすく伝えるものであるか。	30
		・体験型観光プランへの参加に加えて、市内での立ち寄りや周遊など滞在時間・消費拡大につながり、広く周知することができる取り組みがされているか。	
(3)	プロモーション活動	・地域にプロモーション活動を行うことができるか。	10
		・追加提案として効果的・効率的な取り組みがされているか。(冊子の配架場所の提案等)	
(4)	催行管理	・主催者と連携し、プランの予約受付から運営までの調整、実施状況の把握ができるか。	20
		・業務の実施結果やアンケート結果を集計し、費用対効果や課題点・反省点などを適切に分析できるか。	
2 実施体制に関すること			
(1)	実施体制・スケジュール	業務実施体制が十分に整っており、実施手順・業務量の把握が適切で、具体的かつ実現性のある内容となっているか。	5
3 セキュリティに関すること			
(1)	セキュリティ	体験型観光プランの運営にあたり個人情報保護を情報セキュリティ対策を講じるための体制が整っているか。	5
合 計			100

(ア) 参加申込者が1者のみの場合も、審査を実施する。

(イ) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。参加申込者が1者のみの場合も同様とする。

(ウ) 委員全員の合計点が最も高い提案を最優秀提案とする。

(エ) 審査の結果、合計総評価点が同点になった場合は、審査委員長が選定を決定する。

(3) 選考結果通知

選考結果は、決定後速やかにすべての参加者に通知する。なお、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

5. 契約

- (1) 選考により最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議後に、業務委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画案の一部を変更する場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、公益社団法人千葉市観光協会は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

6. その他

- (1) 書類作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び円とする。
- (2) 本企画提案に関して、追加すべき情報があった場合には、当協会ホームページに記載するものとする。
- (3) 提出書類の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は公益社団法人千葉市観光協会に帰属するものとする。
- (5) 企画提案書や選考結果（不採用となった参加者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、原則として開示の対象とする。ただし、本企画提案選考期間は、開示の対象としない。
- (6) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、当協会の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (7) 企画提案書の提出後、当協会の判断によりヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求められることがある。
- (8) 企画提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。

7. 問い合わせ先

公益社団法人千葉市観光協会
〒260-8722 千葉市中央区千葉港 2 番 1 号
電話：043-242-0007 FAX：043-301-0280
E-mail：kankou-g@chibacity-ta.or.jp

以 上